

【改正】（賃貸借契約に基づく使用料等の帰属の時期）

2-1-29 資産の賃貸借（平成11年1月22日付企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」の適用対象となる資産、負債及びデリバティブ取引（以下この章において「金融商品」という。）に係る取引、リース取引並びに2-3-62《暗号資産信用取引に係る売付け及び買付けに係る対価の額》の対象となる取引に該当するものを除くものとし、知的財産のライセンスの供与に係る取引にあっては、その収益の額を賃貸人の会計リース期間にわたり定額で計上する場合における当該取引に該当するもの（リース取引に該当するものを除く。）に限る。以下2-1-29において同じ。）は、履行義務が一定の期間にわたり充足されるものに該当し、その収益の額は2-1-21の2《履行義務が一定の期間にわたり充足されるものに係る収益の帰属の時期》の事業年度の益金の額に算入する。ただし、資産の賃貸借契約に基づいて支払を受ける使用料等の額（前受けに係る額を除く。）について、当該契約又は慣習によりその支払を受けるべき日において収益計上を行っている場合には、その支払を受けるべき日は、その資産の賃貸借に係る役務の提供の日に近接する日に該当するものとして、法第22条の2第2項《収益の額》の規定を適用する。

(注)1 当該賃貸借契約について係争（使用料等の額の増減に関するものを除く。）があるためその支払を受けるべき使用料等の額が確定せず、当該事業年度においてその支払を受けていないときは、相手方が供託をしたかどうかにかかわらず、その係争が解決して当該使用料等の額が確定し、その支払を受けることとなるまで当該使用料等の額を益金の額に算入することを見合わせる事ができるものとする。

2 使用料等の額の増減に関して係争がある場合には(注)1の取扱いによらないのであるが、この場合には、契約の内容、相手方が供託をした金額等を勘案してその使用料等の額を合理的に見積もるものとする。

3 収入する金額が期間のみに応じて定まっている資産の賃貸借に係る収益の額の算定に要する2-1-21の6《履行義務の充足に係る進捗度》の進捗度の見積りに使用されるのに適切な指標は、通常は経過期間となるため、その収益は毎事業年度定額で益金の額に算入されることになる。

4 本文の賃貸人の会計リース期間とは、その賃貸人が選択した次のいずれかの期間をいう。

(1) 賃借人のリース期間（解約不能期間（リースに係る契約に基づく賃貸借期間の中途においてその解除をすることができないこととされている期間をいう。以下この節において同じ。）に7-6の2-10の2(注)1及び(2)《賃借人の会計リース期間をリース期間とする場合の取扱い》の期間を加えた期間をいう。以下この節において同じ。）と同様の方法により決定した期間

(2) 賃借人が原資産を使用する権利を有する解約不能期間にリースが置かれている状況からみて賃借人が再リースする意思が明らかでない場合の再リースに係る賃貸借期間を加えた期間

【解説】

- 1 本通達では、資産の賃貸借に係る契約に基づく使用料等の収益の帰属時期についての取扱いを明らかにしている。
- 2 新リース会計基準が公表され、知的財産のライセンスの供与については、「リースを主たる事業としている企業のように製造又は販売以外を事業とする貸手においては、リースがソフトウェアの機能を顧客に提供するために利用されておらず専ら金融取引として利息相当額を稼得するために利用されていると考えられることを踏まえると、このような貸手においては収益認識基準の範囲に含まれる貸手による知的財産のライセンスの供与を区分し収益認識基準に従って会計処理を行うことの有用性は乏しいと考えられる」との理由から、製造又は販売以外を事業とする貸手については収益認識基準ではなく新リース会計基準を適用することを認めることとされた（リースに関する会計基準3(2)ただし書・BC17 参照）。
- 3 本通達は、資産の賃貸借については、履行義務が一定の期間にわたり充足されるものに該当するものとし、役務の提供が行われていくそれぞれの日の属する事業年度の益金の額に算入していくことが実態に適するものと考えられることから、原則として、法人税基本通達2-1-21の2《履行義務が一定の期間にわたり充足されるものに係る収益の帰属の時期》に基づき、その収益の額を期間の経過に応じて益金の額に算入することとし、例外的にその支払を受けるべき日又は係争が解決し支払を受けることとなる日の属する事業年度の益金の額に算入することも認めることとしているものであるが、上記2を受け、知的財産のライセンスの供与のうち、いわゆるオペレーティング・リースに該当して、貸手のリース料について、貸手のリース期間にわたり原則として定額法で計上されるもの（リースに関する会計基準の適用指針82 参照）については、令和7年6月改正通達による改正前の本通達の対象として明示していた他の資産の賃貸借と別異に取り扱うべき理由はないと考えられるため、本通達の取扱いの対象となることを明らかにしている。

なお、知的財産のライセンスの供与のうち、本通達の適用がないもの（上記のライセンスの供与以外のライセンスの供与）については、法人税基本通達2-1-30《知的財産のライセンスの供与に係る収益の帰属の時期》又は2-1-30の4《知的財産のライセンスの供与に係る売上高等に基づく使用料に係る収益の帰属の時期》の取扱いによることとなる。